

Crescimento スクール規約

規約 第1条(目的)

- 1.青少年の健全な心身の育成とサッカー及びフットサルの競技力向上。
- 2.日本サッカー及びフットサルの普及とスポーツ文化の発展に寄与する。
- 3.地域社会のコミュニケーションの場となり、スクール会員が相互に発展し、地域に根ざしたスクール活動を行う。

第2条(入会資格)

- 1.小学生全学年の男女。
- 2.心身ともに健康な者で、本スクール活動に支障がなく親権者または医師の許可・承諾を受けた者。

第3条(入会・継続条件)

- 1.本スクールに新規入会・継続更新を希望する者は、本規約を十分理解し遵守しなければならない。
また、本スクールの参加条件を理解したうえで、本スクール指定の方法にて該当するクラスに申し込むものとする。
- 2.新規入会・継続更新を認められた者は、本スクール指定の納入方法により入会金・年会費・月謝を納入するものとする。
また、一度納入された月謝に関しては正当な理由がない限り返金はしない。
但し、月謝の返金が発生する場合(休・退会)については、本スクール返金規定により手続きが行われる。
- 3.新規入会・継続更新をする者は、本スクール指定の記入書類に必要事項を記入し、指定期日までに本スクールへ提出しなければならない。
記載事項に虚偽及び故意の未記入欄がある場合は、新規入会・継続更新を認めない場合がある。
- 4.新規入会・継続更新を希望する者の健康状態に関し、本スクールで必要と認めた場合に限り、
その健康状態を証明できる書類等の提出を求めることができる。
この証明書は本スクールに参加するに当たり必要な情報として扱うものとし、本スクールが責任を持って管理する。
- 5.新規入会・継続更新者は、指定ユニフォーム等のスクール用品を購入するものとする。
また、新規入会・継続更新をキャンセルする場合も一度注文した商品はキャンセルすることができない。

第6条(練習中止)

- 1.本スクールのスケジュールは、公表した月間スケジュールに沿って行う。但し、やむをえない事情がある場合は、変更することができる。
- 2.本スクールは、スクールの実施が危険と判断した場合は練習を中止する。
なお、この際の振替は本スクールが定める方法で行う。
実施の有無については、1時間前に判断を行い、スクールからホームページにて掲載をする。
- 3.練習中止による振替練習は、本スクールが定める方法で行うものとし、
振替日数が練習中止回数に満たない場合でも新たな振替日は設けない。
なお、練習中止による月謝の返金は行わないものとする。

第7条(休会)

- 1.休会を希望する者は、本スクール指定の『各種申請書』に必要事項を記入し、毎月1日から15日までに休会届を提出した場合、翌月1日から休会をすることができる。
また、毎月16日から月末までに変更届を提出した場合は、翌々月から休会をすることができる。
- 2.病気・ケガにより練習に参加できない場合の休会は当該月の月謝を免除、その他自己都合(※)による休会の場合は、該当する期間の月謝の半額を納めなければならない。
なお、休会により返金が発生する場合は、本スクール返金規定により返金が行われる。
返金の際の手数料は会員保護者負担とする。(※自己都合休会(旅行・塾などの家庭の事情によるもの))
- 3.休会から復会する場合、指定の用紙に必要事項を記入し本スクールに提出、受理した日から復会することができる。
- 4.休会期間は連続して2ヶ月以内とし、連続2ヶ月の休会期間を経過すると自動的に退会となります。

第8条(退会)

- 退会を希望する者は、本スクール指定の『各種申請書』に必要事項を記入し、毎月1日から15日までに退会届を提出した場合、当月末に退会をすることができる。
- また、毎月16日から月末までに退会届を提出した場合は、翌月末に退会をすることができる。
但し、この場合、前納された月謝は、本スクール返金規定により返金が行われる。
なお、費用を返金する際の手数料は会員保護者負担とする。

第9条(本スクールからの解約)

本スクールは、いつでも正当な理由により入会・継続費用と同額を返金することで、会員に対して解約をすることができる。

第10条(除名)

本スクールは、次の各事項のいずれかに会員が該当する場合、その会員を除名することができる。

なお、その際、納入済み費用は一切返金しない。

- 1.本スクールの名誉を傷つけ又は他の会員・スタッフに対して迷惑となる行為があったとき。
- 2.本スクールの規約及びその他ルールに違反したとき。
- 3.入会・継続に必要となる費用を滞納し、本スクールから催促を受けたにもかかわらず支払わない場合。
- 4.月謝が2ヶ月以上滞納し、本スクールから催促を受けたにもかかわらず支払わない場合。
- 5.その他、本スクールが正当な理由により除名することが望ましいと判断したとき。

第11条(スクール参加について)

本スクールにより指定のない限り、スクールへは現地集合現地解散とする。

なお、本スクール参加に際し、会員は安全に心がけ公共交通機関でのルールを遵守し、スクール終了後は速やかに帰宅すること。

第12条(クラスコース変更)

クラス・コース変更は、本スクール指定の『各種申請書』に必要事項を記入し、毎月1日から15日までに変更届を提出した場合、

翌月1日からクラス変更することができる。また、毎月16日から月末までに変更届を提出した場合は、翌々月からクラス変更をすることができる。

但し、変更希望のクラスが定員に達している場合は、変更することができない。クラス・コースの変更は月単位とする。

第13条(免責事項)

本スクール内で会員が起こした事故や金品の紛失・盗難等に関しては、施設管理者として運営・施設管理上の責任がない限り、

本スクールは責任を負わないものとする。また、天災などの不可抗力により生じた事故等についても責任は負わないものとする。

第14条(責任賠償保険)

- 1.全ての会員は、本スクール指定の保険に加入し、万一の事故・怪我の場合においては、これらの適用範囲内で保障する。

なお、年会費に加入費用は含まれ本スクールにて加入手続きを行う。

- 2.適用は入会申込・誓約書の提出、及び、初回参加費用納入後となり、保険に関する運用については加入する保険会社の運用に従う。

- 3.保険を申請する場合は、本スクール指定の『各種申請届』に必要事項を記入し本スクールに提出しなければならない。

第15条(善管注意義務)

本スクールは、善良なる管理者として本施設の運営・管理をする。

第16条(個人情報保護法)

本スクールは、個人情報保護法の趣旨に従い、誠実に対応する。個人情報保護法に関する取り組みは当社プライバシーポリシーに基づき取扱う。

第17条(写真映像の使用)

本スクールは、参加する会員及び保護者の写真・映像などを本スクールが公の場に広告宣伝等の材料として使用いたします。

なお、希望しない場合は事前に申し出るものとする。

第18条(変更・改正)

本規約及び各種費用等は、会社情勢等を考慮していつでも変更・改正することができる。変更・改正後は直ちに会員に対して公表する。

第19条(付則)

本規約に関して、規約内で定められていない事項に関しては別途付則及びそれに順ずるものを作成することができる。

会員は付則及びそれに順ずるものに対しても本規約と同時に、遵守しなければならない。

変更内容	1日～15日に変更	16日～月末に変更
休 会	翌月より休会 例：6月12日申請は7月より休会	翌々月より休会 例：6月24日申請は8月より休会
退 会	当月末にて退会 例：6月12日申請は6月末にて退会	翌月末にて退会 例：6月24日申請は7月末にて退会
コース変更 クラス変更	翌月より変更 例：6月12日申請は7月より変更	翌々月より変更 例：6月12日申請は8月より変更